

経営改善などに繋がる取り組みに関する

補助金のご案内

実施例

経営改善計画遂行に向けた取り組み、商品の販売促進の取り組みなど

展示会出展、ブース造作費、新聞折込、チラシ作成、ホームページ作成、集客増加を目指す事務所等の修繕経費、備品等の購入経費

省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する取り組み

作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新等

その他、創業時に係る取り組み、事業趣旨に合致した取り組み等

項目		対象	補助率	補助上限	
経営改善型	業務改善に繋がる工夫を凝らした事業など ※別途専門家派遣も可能 (30万円を加算可能。ただし、専門家派遣のみの実施したときは30万円が補助限度額)	中小企業等	小規模企業	3分の2以内	200,000円
		中小企業		2分の1以内	300,000円
		中小企業を構成員とする団体等		3分の2以内	200,000円
		商店街団体		3分の2以内	200,000円
起業支援型	雇用を伴う創業(創業5年目までを対象)、第二創業に関する取組など	創業予定者、中小企業等		3分の2以内	200,000円

対象事業者	木津川市内に事業所(団体)等を有する中小企業等及び商店街団体 詳細は中小企業庁のHPを参照ください。 (https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm) ※令和2年度中小企業知恵の経営ステップアップ事業を実施した企業及び、令和3年度中小企業知恵の経営ステップアップ事業(第1・2弾)に採択された企業は対象外
事業実施期間	交付決定日～令和4年2月10日(木) (4/1から着手分可(着手届が必要)、但し支払済みは不可)
要件	中小企業応援隊員(経営支援員)の支援を受けること等
募集期間	受付期間: 令和4年1月7日(金)～令和4年1月14日(金) 17時まで
その他	※補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年会計年度終了後20日以内に、報告書を提出する必要があります。

※応募には経営支援員のコンサルティングが必要です。
まずは木津川市商工会経営支援員にご相談下さい。

裏面あり

問合せ先

本 所:0774-72-3801 加茂支所:0774-76-2970 山城支所:0774-86-3157

ステップアップ補助金に関するQ&A

Q	A
1.京都府内に主たる事業所を有している中小企業等が管轄外の商工会・商工会議所等が実施するステップアップ補助金の申請ができるのか。	1.可能ではあるが近隣商工会・商工会議所等とも調整が必要。
2.京都府内に主たる事業所を有している中小企業等が、府外にある事業所に、業務改善につながるような設備を導入する場合、当該経費は補助対象経費となるか。	2.府外にある事業所への設備導入は、補助対象経費とならない。
3.手形、小切手の支払いは認められるか。	3.認められる。なお、領収書などに加え、銀行口座から該当額が引き落とされた事が確認できる当座勘定照合表の写し等を添付する事。
4.コロナ感染症拡大防止への取組みについて顧客の獲得に繋がり、売上向上に繋がる取組であれば対象となるか。	4.単なる手洗いや消毒等のための消耗品の購入は認められないが、備品等一定期間、感染拡大防止の効用が持続する等の効果が見込まれば対象となる。
5.インターネットで注文しカード決済した場合、実績報告時の資料は何が必要となるか。またポイントでの支払いは対象となるのか。	5.発注画面等を印刷したものが必要 ・カード支払明細の写し(該当部分以外は黒塗り対応可) ・納品された商品の写真等、年月日も含め発注した商品が届いて支払いを事業期間内にした事が分かる資料が必要。 なお、ポイントでの支払いは値引きに該当するので対象外である。
6.パソコン、タブレット、スマートフォンは補助対象になるのか。	6.いずれも汎用性があり、補助目的以外にも使用できるため対象外。ただし、パソコン、タブレットについては、業務改善、売上向上などに繋がる取組など補助事業の趣旨に沿った取組に限定して使用し、かつ支援機関において、限定して使用することが確認できるものであれば可。
7.補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年会計年度終了後20日以内に、報告書を提出する必要があるが、個人事業者は売上総利益、経常利益をどのように算定すればよいか。	7.確定申告書を用いる。 確定申告(青色)の所得税青色申告決算書では売上総利益は⑦、経常利益は④⑤、確定申告(白色)の収支内訳書では売上総利益は⑩、経常利益は⑳の数字を用いる。
8.応募に際し、経営支援員のコンサルティングを受ける必要があるとの事だが具体的にどのようにすればよいか。	8.申請段階から経営支援員と連携する事が必要。補助事業期間内に適宜、必要な支援を受け、要求があった際には、状況報告書にて進捗状況の報告を行う必要がある。